

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

【問合わせ】 国保年金課 ☎84-0652

## 後期高齢者医療制度の保険料率、保険料軽減制度が改定されます

### (1) 保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに見直されます。平成30～31年度の保険料率は、次のとおり変更となります。

区分	変更前 (平成28～29年度)	変更後 (平成30～31年度)
所得割率	9.54%	8.76%
均等割額	46,984円	45,379円

### (2) 保険料賦課限度額が変わります

平成30年度から、国の基準に合わせて現行の57万円から62万円に改定を行います。これにより所得割率が抑制され、中間所得者の負担軽減が図られます。

### (3) 保険料軽減制度が変わります

保険料の軽減措置は平成30年度以降、次のように改正されます。

#### ① 所得の低い方に対する軽減措置の改正について

##### (ア) 所得割額の軽減措置の特例が廃止されます

現在、所得割額が掛かる方のうち、33万円の基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方については、法令の特例により負担の軽減が図られていますが、次のように軽減措置が廃止されます。

平成29年度	平成30年度
所得割額 2割軽減	所得割額の 軽減なし

##### (イ) 均等割額の軽減措置のうち、5割軽減と2割軽減の判定基準所得が拡大されます

平成30年度の均等割額の軽減措置〔( )内は平成29年度の額〕

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の総所得金額等
9割軽減	「総所得金額33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円」以下の世帯(その他各種所得がない場合)
8.5割軽減	「総所得金額33万円」以下で9割軽減に該当しない世帯
5割軽減	「総所得金額33万円+27万5,000円(27万円)×被保険者数」以下の世帯
2割軽減	「総所得金額33万円+50万円(49万円)×被保険者数」以下の世帯

#### ② 職場の健康保険などの被扶養者だった方の軽減措置が縮小されます

後期高齢者医療制度の資格取得日の前日に職場の健康保険などの被扶養者だった方は、法令の特例により均等割額の軽減措置が拡大されていますが、順次縮小されます。(平成31年度以降、本来の軽減措置に戻ります)

##### ○ 所得割額

平成29年度	平成30年度
賦課 されません	賦課 されません

##### ○ 均等割額

平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
7割軽減	5割軽減	資格取得後2年間5割軽減 (3年目以降は軽減なし)

※今後賦課開始時期が検討されます。

※この軽減措置の対象でなくなっても、所得の低い方に対する軽減措置(9割、8.5割、5割、2割)の対象となる方については、そちらが適用されます。